



水戸市告示第 87 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項の規定において準用する同法第 19 条第 1 項の規定により，都市計画を変更したので，同法第 21 条第 2 項の規定において準用する同法第 20 条第 1 項の規定により，次のとおり告示し，同法第 2 項の規定により，当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供します。

令和 8 年 3 月 19 日

水戸市長 高橋 靖

記

- 1 都市計画の種類
駐車場（1号 三の丸駐車場）
- 2 都市計画を変更する土地の区域
水戸市三の丸 1 丁目の一部
- 3 縦覧場所
水戸市 都市計画部 都市計画課

水戸・勝田都市計画

駐車場の変更について

計 画 書

(水戸市決定)

令和7年度

水 戸 市

水戸・勝田都市計画駐車場の変更（水戸市決定）

都市計画駐車場中 1号 三の丸駐車場を廃止する。

理 由

本駐車場について、周辺の施設立地状況の変化を踏まえた都市計画の見直しを検討した結果、本案のとおり都市計画の廃止を行い、当該区域における新たな土地利用の促進を図るものとする。

